

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月30日
【会社名】	株式会社バリューHR
【英訳名】	Value HR Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤田 美智雄
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目21番14号 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は、「最寄りの連絡場所」 で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目25番5号
【電話番号】	03-6380-1300(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 藤田 源太郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2026年3月26日開催の取締役会の決議において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社の取締役に対して発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 銘柄 株式会社バリューHR 第24回新株予約権

(2) 新株予約権の内容

発行数

4,270個（新株予約権1個につき100株）

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式427,000株とし、下記により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

発行価格

本新株予約権1個当たりの発行価額は100円とする。なお、当該金額の公正性を期すため、当社は、当社から独立した第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、本新株予約権の発行要領に定められた諸条件を考慮し、一定の前提（当社株式の株価（1,441円）、権利行使価格（1,586円）、ボラティリティ（34.81%）、行使期間（10年）、配当利回り（1.80%）、無リスク利率（2.276%）、強制行使条件等）の下、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて新株予約権の公正価値を算定しております。当社取締役会は、当該前提条件を反映した新株予約権の価値算定手法として一般的に用いられている方法で算定していることから、その算定結果は適正かつ妥当であり、本新株予約権の発行価額を当該算定結果と同額である100円とすることは有利発行に該当しないと判断し、当該金額をもって本新株予約権の発行価額とすることを決定したものである。

発行価額の総額

677,649,000円

新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。

新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日である2026年3月25日の当社普通株式の終値（当日に終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値）に110%を乗じた価格（1円未満の端数は切り上げ）である金1,586円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2026年4月13日から2036年4月13日（ただし、2036年4月13日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

新株予約権の行使の条件

イ．割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

ロ．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

ハ．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

二．各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

イ．本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ．本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。但し、本新株予約権に付された強制行使条項の実効性を確保するため、本新株予約権者は、本新株予約権を放棄してはならず、また、当社又は当社関係会社の役職員の地位を喪失した後も、当該強制行使条項は引き続き適用されるものとし、当社は、当該強制行使条項の実効性を害することとなる本新株予約権の任意取得を行わないものとする。

(3) 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役 9 名 4,270個 (427,000株)

(4) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第 2 条第 3 項各号に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係
該当事項なし

(5) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

以 上